平成２４年（フ）第６２０号
埼玉県川越市大字砂新田50番地８
債務者　大石　晃彦
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　太司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３４５号
石川県河北郡内灘町字千鳥台１丁目195番地、住民票上の住所石川県河北郡内灘町字向粟崎１丁目408番地、従前の住所金沢市金石西２丁目１番７号
債務者　安原　章仁
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　和樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４２２号
兵庫県西宮市津門大塚町１番７―214号
債務者　田村夫美子
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小倉　清嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月20日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８号
山口県長門市仙崎1087番地14
債務者　小久保利光
１　決定年月日時　平成24年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中嶋　善英
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第４０号
山口県長門市仙崎1942番地
債務者　大深　徳己
１　決定年月日時　平成24年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐伯　奉文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第４１号
山口県長門市仙崎1942番地
債務者　大深　義男
１　決定年月日時　平成24年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐伯　奉文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
山口地方裁判所萩支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５５号
秋田県横手市清川町13番38号
債務者　菊地百合子
１　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１５３号
静岡県富士宮市小泉2093番地の24、前住所静岡県富士宮市小泉1291番地の１　ホワイトリーフⅠ―101、前々住所静岡県富士宮市宮原601番地の１　スカイコート宮原201
債務者　大川　貴生
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１１０号
静岡県富士宮市宮原600番地の１　ロワイムワールド202号室、居所静岡県富士宮市宮原348―１　南富士病院内
債務者　佐野　房由
１　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２２０号
函館市海岸町12番13―307号
債務者　本間二三夫
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２５２号
函館市東山３丁目２番２号
債務者　工藤　徹雄
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２７１号
函館市東川町14番８―304号
債務者　住吉　勇司
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２８０号
函館市人見町13番11号
債務者　清水　一司
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２９８号
函館市堀川町３番１号
債務者　牧　　慶子（旧姓野々宮）
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第９４号
山形県東置賜郡高畠町大字一本柳50番地の６
債務者　大場　徹也
１　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第９０６号
埼玉県戸田市中町２丁目22番13―401号　大和田ハイツ
債務者　蓮實　　瞬
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３０号
さいたま市桜区大字大久保領家540番地18―305
債務者　永奥　達広
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係